

特別高圧電力を利用する高知県内の事業者の皆様へ

## 高知県 特別高圧電気料

高騰  
緊急

# 支援給付金

第2期

## のご案内

高騰する電気料金の負担を軽減し、県内での事業運営を支援します。

詳しくは

高知県 商工政策課

検索

申請受付期間

令和6年2月19日(月)～令和6年7月31日(水)

給付対象者

高知県内に所在する事業所において、電気を特別高圧契約(※1)で受電・利用している**鉱工業(※2)、商業施設(商業施設内のテナントを含む)**を営む者

(※1)低圧(商店・一般家庭など)、高圧(中小ビル・中小規模工場など)ではない7000V超の電圧契約

(※2)日本標準産業分類の大分類C鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E製造業に該当する者

【大企業(みなし大企業含む)については、令和4年10月～令和5年9月に決算期のあった事業年度の本県内の特別高圧を利用する事業所・店舗の営業利益額が前事業年度比で減少している者が対象となります。】

第2期  
給付対象期間

令和5年10月～令和6年5月まで(8か月間)

### 給付内容

給付対象期間に使用した特別高圧電力使用量(実績値)に対し、1キロワットアワ-当たり給付金単価を乗じた金額を給付します。(1給付対象者あたり50,000千円が上限)

\*事業者様の希望により前期(令和5年10月～令和6年1月)と後期(令和6年2月～5月)に分けての申請・給付も可能です。

### 給付までの主な流れ(イメージ)



算定・申請方法は裏面へ



# 算定・申請手続きの概要

## 給付額の算定方法

R5年10月～R6年4月分

**A** × **B**

+

R6年5月分(※5月分のみ半額)

**A** ×  $\frac{1}{2}$  × **C**

= **給付額**

**A** 給付金単価 ※1

**B** 給付対象期間(R5.10～R6.4月)の特別高圧電力使用量

**C** 給付対象期間(R6.5月)の特別高圧電力使用量

## 給付金単価 ※1 は以下の計算式により、事業者ごとに算出します。

※給付金単価の上限額は1.8円/kWhとなります。但し、大企業(みなし大企業含む)の場合は0.9円/kWhです。

【給付金単価計算式】

1.8円/kwh

(国の激変緩和対策事業の  
高圧電力の値引き単価)

×  $\frac{1}{2}$  ×

(大企業のみ適用)

事業者ごとのR4.12月利用の特別高圧の単価  
(テナントは商業施設運営事業者からのR4.12月利用の請求単価)

33.18円/kwh (R4.12月の高圧電力の全国平均単価)

### 【鉱工業の方の給付金の算定例①】

(R4.12月の特別高圧の単価25.35円/kwh、対象期間各月の電力使用量100万kwの中小企業の場合)

○給付金単価 1.8円/kwh × 25.35円/kwh ÷ 33.18円/kwh = 1.4円/kwh (小数点第二位四捨五入)

○給付額  $(1.4円/kwh \times 100万kw \times 7か月) + (1.4円/kwh \times 1/2 \times 100万kw) = 10,500,000円$   
(A:給付金単価) (B:電力使用量) (A:給付金単価) (C:電力使用量)

### 【テナント事業者の方の給付金の算定例②】

(商業施設運営事業者からのR4.12月の請求単価40.25円/kwh、対象期間各月の電力使用量1,500kwの中小企業の場合)

○給付金単価 1.8円/kwh × 40.25円/kwh ÷ 33.18円/kwh = 2.2円/kwh ⇒ 1.8円/kwh(上限額)  
(小数点第二位四捨五入)

○給付額  $(1.8円/kwh \times 1,500kw \times 7か月) + (1.8円/kwh \times 1/2 \times 1,500kw) = 20,250円$   
(A:給付金単価) (B:電力使用量) (A:給付金単価) (C:電力使用量)

## 給付金申請の流れ

### STEP 1 申請書類の入手

- 高知県商工政策課のホームページから印刷又はダウンロードにて、申請書類を入手してください。



### STEP 2 申請書類の作成

#### 記入(入力)が必要な書類

- ①給付金交付申請書 ②誓約書

#### 添付が必要な書類

- ③特別高圧電力を使用している事業所の特別高圧の電力使用量等がわかる書類(写しで可)  
④【商業施設の運営事業者のみ】商業施設の運営事業者における電力使用量の内訳書類  
⑤【大企業のみ】特別高圧電力を使用している事業所の2期分の損益計算書  
⑥【高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書】又は「県税完納情報の提供に係る同意書及び代表者の本人確認書類の写し」  
⑦債権者登録申請書

### STEP 3 事務局へ申請

#### オンライン(高知県電子申請サービス)による申請

高知県庁のHP⇒『申請・届出・補助金等』⇒『電子申請・届出システム』⇒『高知県電子申請サービス』から申請できます。

#### 郵送による申請

簡易書留・特定記録など追跡できる方法で、申請書類を下記事務局宛てに郵送してください。

\* 郵送料は申請者にてご負担をお願いします。

申請の際は、給付金申請等要領をご確認いただき、必要書類をご準備ください。  
ご不明な点は下記の事務局までお気軽にお問い合わせください。

## お問い合わせ

### 高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金事務局

(〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県商工労働部企業誘致課内)

お気軽にお問い合わせください。

〈受付時間〉午前8:30～午後5:15まで(平日のみ)

088-823-9541